

# 住所認定の基準と

## 被保険者資格の届け出

地域の人々が、連帯と相互扶助の精神に基づき運営されている国民健康保険の被保険者の資格は、その市町村の区域内に住所を有し、適用除外例に該当する者以外者とされています。

民法第二十一条には「各人の生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス」とありますが、問題は、この生活の本拠とは何を以てするものかという点です。つまりその人の身分関係や、財産関係の中心がその土地であり、すなわち定住の事実のある場合にその土地を、その者の

住所と認定することとなります。

次に、この身分関係及び財産関係の中心が、その土地にあるという事実の認定の問題ですが、これには戸籍、住民基本台帳に基づくとともに、本人がその土地に定住しようとする意志なども加味されます。

なお、住所認定について住民基本台帳は、住民の居住関係を公証するために、最も重要な根拠となることは言うまでもありません。しかし、実質的には居住しておらず、また年一、二回くらいしか帰

らず長く出ている方などは、特別な事情がない限り、一般的に住所を有するものと認められませんのでご注意ください。

次に被保険者資格の届け出について説明します。

前に述べた通り、住民基本台帳に登録され、住所を有す限り、当然に当該市町村の国民健康保険者となるものですが、国民健康保険に運営されるためには、資格の得失についての届け出が確実に守られなければなりません。国民健康保険法では、世帯主に対し届け出の義務を



「資格変動の届け出は必ず十四日以内に」を参照。

◎市民図書館の国保図書案内

酒のみはドクターストップの前に読みなさい▽自然増健康法▽心身症とはこんな病気▽「鬱」の気分転換法▽カルシウムたっぷり料理▽うつ病▽高血圧▽いびきで困らない本▽ボキボキ折れる子どもの骨▽健康ものしり読本

※意見や質問をお寄せください

☎21111内線135

「市民課国保係」

願います(四月十五日号広報の

## 災害シーズンに備えて

### 県総合防災訓練

# 6月6日

今年も災害の発生しやすいシーズンとなりました。  
六月六日には「高知県総合防災訓練」が、多くの関係機関の参加により、午前九時から午後一時三十分まで、物部川河川敷(野市町十神寺橋付近)で行われます。  
この訓練は、台風や地震災害の発生を想定。広報、救助、救護、水防、警備、通信など広範囲にわたって実施し、災害時の心構えと防災活動を認識させ、防災関係機関の協力体制の強化を図るものです。

こうした訓練とあわせて、市民一人一人が災害への備えを日ごろから心がけておくことが必要ではないでしょうか。

## 6月10日は

# 『環境美化行動の日』です

日ごろ清掃する機会の少ない公園や河川、海岸の清掃など、市民の皆さんの協力をお願いします。

